



道路(藤沢駅鵜沼海岸線)に矢羽根マークを設置しました！



矢羽根マーク とは？

- 自転車の走行場所と進行方向を示す青色の路面マークのことです。
- 自転車は車両です。自転車利用者は、矢羽根マークを目印に原則「車道の左側通行」をお願いします。
- 矢羽根マーク設置区間では、自動車やバイクと混在しますので、お互いに注意して通行をお願いします。



藤沢駅鵜沼海岸線(下記案内図参照)の自転車の通行方法

- 自転車の通行は、下記写真に示す①と②と③の方向での通行が可能ですが、基本は矢羽根マークを目印に①の「車道の左側通行」をお願いします。
- なお、歩道を通行する場合は、歩行者等道路利用者に注意して通行してください。

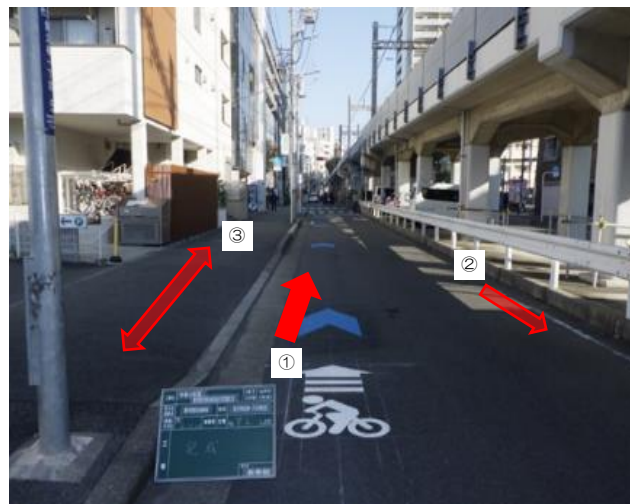
地域の皆様には、今後とも交通ルールを守り、安心・安全な通行を心がけていただくよう、お願いします。

※**自転車安全利用五則**も併せて確認ください。(裏面参照)

【案内図】



【写真】



【担当課】藤沢市役所 道路整備課 整備担当

電話番号 0466-50-3547(直通)

改定した 自転車安全利用五則を守りましょう!

1 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

「車の仲間」である自転車は、歩道と車道の区別がある道路では車道通行が原則です。車道を通行する場合は、左側に寄って通行しなければなりません。



「普通自転車歩道通行可」の標識・標示がある場合、普通自転車は歩道を通行できます

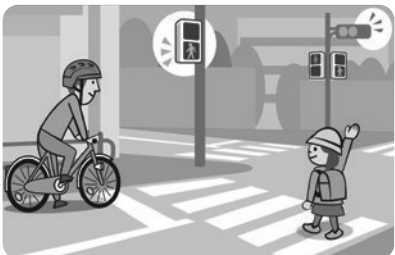


歩道を通行できる場合は、車道寄りの部分をすぐに停止できる速度で通行します。歩行者の通行を妨げるときは一時停止しなければなりません。



2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

信号機のある交差点では、信号に従って安全を確認し通行しましょう。



道路標識等により、一時停止すべきとされている場所では、必ず一時停止し、安全を確認しましょう。



3 夜間はライトを点灯

夜間は必ずライトを点灯しましょう。



4 飲酒運転は禁止

自転車も飲酒運転は禁止です。



5 ヘルメットを着用

自転車を利用するすべての人は、自転車事故による被害を軽減するために、乗車用ヘルメットを着用しましょう。幼児・児童を保護する責任のある人は、幼児・児童を自転車に乗せるときには、乗車用ヘルメットを着用させるようにしましょう。



ヘルメットはあなたの命を守ります!

ヘルメット非着用で自転車事故により亡くなった人の約6割は頭部を損傷しています(平成29年~令和3年合計)。また、ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍も高くなっています。自転車事故による被害を軽減するためには、頭部を守ることが大変重要です。

◆自転車乗用中のヘルメット着用状況別の致死率
(平成29年~令和3年合計) (警察庁資料より)



※致死率とは死傷者のうち死者の占める割合をいう。